令和５年　　第３６回厚沢部町農業委員会総会議事録									
招集年月日	令和５年６月２３日								
招集の場所	厚沢部町町役場２階　第１会議室								
会議の日時	開　会	令和５年６月２９日　午後　６時３０分							
	閉　会	令和５年６月２９日　午後　７時００分							
出席者の数	委員定数１４名のうち　出席者１４名　欠席者０名								
出席委員	職　名		氏　名	職　名		氏　名	職　名		氏　名
	１番	会長	外　﨑　明	７番	委員	奈　良　和　人	13番	委員	佐　藤　貴　彦
	２番	委員	小野寺　孔	８番	委員	木　口　幸　弘	14番	委員	下川部　和　宏
	３番	委員	西　口　智　章	９番	委員	佐　藤　龍　也			
	４番	委員	佐　藤　美登子	10番	委員	由　利　昭　人			
	５番	委員	木　村　卓　也	11番	委員	齋　藤　和　博			
	６番	委員	前　田　秀　幸	12番	委員	吉　田　藍			
参　与	事務局長　沼　下　利　広　　総務係　谷　口　方　基								
議案説明のため出席した者　　なし									
令和　　年　　月　　日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。									
会議録 署名委員	農委会長 ４番 ９番								

付　　議　　議　　件	
議案番号	件　　名
報告第１号	農地法第６条の規定による農地適格法人の報告について
報告第２号	農地法第 18 条第６項の規定による通知について
議案第１号	農地法第５条の規定による許可申請について（賃貸借）
議案第２号	農用地利用集積計画について（所有権移転）
議案第３号	農用地利用集積計画について（賃貸借）

事務局長	全員おそろいですので、これより、第36回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	この頃雨が多いようですけども、作業が進んでみなさんも仕事が順調という風に思ってますけど、例年に比べると少し遅れているという話も聞いております。7 月になれば芋の収穫時期になります。早いもので、一年があっという間だなと感じます。それでは最後となります第36回総会を始めていきたいと思います。
会長	日程第1、出席者の報告。14名全員出席です。 日程第2、議事録署名委員の指名について、4番佐藤美登子委員、9番佐藤龍也委員お願いいたします。 報告第1号　農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第1号　下記農地所有適格法人から別紙のとおり農地法第6条の規定による報告書の提出がありましたので報告します。 1 番　株式会社ノアール代表取締役社長安司学さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおり農地法第 3 条第項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。
会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは報告どおり適格と認めます。 次に報告第2号　農地法第18条第6項の規定による通知について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第2号　下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第18条第6項の規定により通知がありましたので報告します。 １番　貸主は札幌市〇〇の〇〇〇〇さん、借主は字当路の〇〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は字新栄〇〇ほか 2 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は8,427㎡、契約期間は令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間でした。新規賃貸のための解約です。
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは承認いたします。 続いて議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号　下記のとおり農地を転用し利用権を設定するため許可申請があったので適否について意見を求めます。 1番　土地の所在は字鶉〇〇、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は5,000㎡、

会長	譲渡人は字当路の〇〇〇〇さん、譲受人は東京都千代田区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、転用目的は風況観測設備設置のため、転用期間は許可日から令和 8 年 6 月 29 日までの一時転用です。 議案資料の 7 ページから 13 ページに資料を付しており、審査表により整理しております。 当該農地につきましては、農振農用地であり原則と許可することができない農地として位置付けられています。ただし例外規定として、仮設工作物の設置その他の一時期な利用に供するものであって、利用目的を達成する上で必要であると認められる場合に許可することができます。本転用はその期間が 3 年間であり、一時転用と認められること、風況観測設備設置として使用することから農地への原状回復が容易であること、周辺に適切な非農地あるいは第 2 種、第 3 種農地が所在しないことから、代替地はないものと判断し、許可相当と考えます。
会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
吉田藍委員	風の強さを調べるんですか。
事務局	そうです。鶉川周辺で標高がある程度高いこの場所の風の状態を、風力発電に適した風況かどうか調べるそうです。
吉田藍委員	わかりました。
会長	そのほか、質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請とおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。 続いて議案第 2 号農用地利用集積計画についてですが、1 番に下川部和宏委員にかかる案件がありますので、退席をお願いします。 （下川部和宏委員退席） 事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号　下記の農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1 番　譲受人は字稲見の〇〇〇〇〇〇〇〇さん、譲渡人は字滝野の〇〇〇〇さん、土地の所在は滝野〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は 1,846 ㎡、対価は 10a あたり 215,000 円です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明お願いします。
前田委員	6 番です。 〇〇〇さんと〇〇〇さんで昔土地の交換をしたが、この農地だけ漏れてしまっていたみたいで、今になって売買するそうです。

会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。 （下川部和宏委員着席）
会長	続いて、2 番 3 番の説明をお願いします。
事務局	2 番　譲受人は字城丘の〇〇〇〇さん、譲渡人は函館市の〇〇〇〇さん、土地の所在は南館町〇〇、地目は公簿・現況ともに畑、面積は 308 ㎡、対価は 10a あたり 50,000 円です。 3 番　譲受人は館町の〇〇〇さん、譲渡人は札幌市〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は館町〇〇ほか 1 筆、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は 399 ㎡、対価は 10a あたり 1,000,000 円です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明お願いします。
斉藤委員	11 番。2 番は別の方が買う予定でしたが、農家じゃないということで、〇〇さんにお願いし、〇〇さんが買うことで決着しました。以上です。
木村委員	5 番。見たらわかるとおり、非常に高額です。航空写真を見てもらうとわかるんですが、〇〇さんがすでに使っている田んぼの中に、小さくあるのが〇〇さんの土地です。前耕作者と現耕作者の〇〇さんが自分の土地だと思い、耕作していたところ、一部〇〇さんの土地となっていることが判明し、これまでの利用の実態も踏まえてこのような価格で合意したということです。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。 続いて議案第 3 号農用地利用集積計画ですが、1 番と 2 番に吉田藍委員の案件がありますので、退席をお願いします。 （吉田委員退席） 事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号　下記の農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。

	1 番　譲受人は字当路の〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町の〇〇〇〇さん、土地の所在は字中館〇〇ほか 16 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 54,175 ㎡、契約期間は令和 5 年 6 月 30 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 3 年間です。更新の案件です。 2 番　譲受人は字当路の〇〇〇さん、譲渡人は江差町の〇〇〇〇さん、土地の所在は字上の山〇〇ほか 1 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 34,454 ㎡、契約期間は令和 5 年 6 月 30 日から令和 10 年 6 月 29 日までの 10 年間です。更新の案件です。
会長	事務局説明が終わりました。1 番 2 番は更新の案件なので補足説明不要です。 なにか質問や意見はありますか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。 （吉田藍委員着席） 続いて 3 番に木村卓也委員の案件がありますので、退席をお願いします。 （木村卓也委員退席） 事務局説明をお願いします。
事務局	3 番　譲受人は字富里の〇〇〇〇さん、譲渡人は字富里の〇〇〇〇さん、土地の所在は字富里〇〇ほか 3 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 27,891 ㎡、契約期間は令和 5 年 6 月 30 日から令和 10 年 6 月 29 日までの 5 年間、対価は 10a あたり 20,000 円で更新の案件です。
会長	事務局説明が終わりました。3 番も更新の案件なので補足説明不要です。 なにか質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。 それでは申請通り許可します。 （木村卓也委員着席） 続いて 4 番から 9 番の案件について事務局説明をお願いします。
事務局	4 番　譲受人は字城丘の〇〇〇〇さん、譲渡人は字城丘の〇〇〇〇さん、土地の所在は字城丘〇〇〇〇ほか 4 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 32,822 ㎡、契約期間は令和 5 年 6 月 30 日から令和 10 年 6 月 29 日までの 5 年間、対価は 10a あたり 15,000 円です。

	5 番　譲受人は字鶉の〇〇〇さん、譲渡人は札幌市〇〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は字鶉〇〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は 27,458 ㎡、契約期間は令和 5 年 6 月 30 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 3 年間、対価は 10a あたり 20,000 円です。更新の案件です。 6 番　譲受人は字当路の〇〇〇〇さん、譲渡人は字滝野の〇〇〇〇さん、土地の所在は字新栄〇〇ほか 2 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 8,427 ㎡、契約期間は令和 5 年 6 月 30 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年間、対価は 10a あたり 5,000 円、更新の案件です。 7 番　譲受人は札幌市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、譲渡人は字美和の〇〇〇〇さん、土地の所在は字美和〇〇ほか 1 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 11,915 ㎡、契約期間は令和 5 年 6 月 30 日から令和 9 年 6 月 29 日までの 4 年間、対価は 10a あたり 10,000 円、中間管理事業による関連する案件です。 8 番　譲受人は字美和の〇〇〇〇〇さん、譲渡人は札幌市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在及び、地目、面積、契約期間、対価は 1 番に同じです。
会長	事務局説明が終わりました。更新の案件と中間管理事業による関連する案件ですので、補足説明不要です。 なにか質問や意見はありませんか。
佐藤龍也委員	9 番です。水田活用交付金の関係でだいたいの人は令和 8 年までの賃借期間にしている人が多いですが、4 番、6 番のように、5 年 10 年と契約している人もいるが、どういった考えがあるんですかね。
事務局	とりあえず今は、前回と同じ年数での契約で、何かあれば解約しますという形で更新する人もいました。
佐藤龍也委員	とりあえず 10 年ということなんですね。わかりました。
会長	ほかに何か質問や意見はありませんか。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。
事務局長	7 月の初総会のことで、役場の総務の方から依頼文が届いていると思いますが、7 月 20 日(木)16 時から任命書交付式、16 時 30 分より農業委員会総会というような運びになります。会長代行を決めていただいたあと、写真撮影、終わりましたら引き続き総会ということになりますのでよろしくお願いいたします。そして 17 時 30 分頃を目途に役場を出発しまして、18 時より懇親会を開催したいと思っております。会場はいまのところ、うずら温泉を予定しております。初総会ではスーツでの出席をお願いいたします。以上です。 あともう 1 点、報告といいますかお願いなんですけども、上里の〇〇〇〇さんの娘

	で〇〇〇〇さんが農家を本格的にやられているということで、このまま 1 年間農家として携わっていけるのであれば、町の後継就農の認定の対象になるということで、お話してあります。秋頃を目途の判断となるので、農業委員さんの方でも、見かけることがありましたら気にかけて状況等の情報提供をお願いいたします。以上です。
委員	わかりました。
会長	それでは、最後の総会となりますので、退任となる小野寺委員に一言挨拶をお願いします。
小野寺委員	無事に 4 期終わりました。長い間、今までありがとうございました。
会長	それでは、第 36 回農業委員会総会を閉会します。 ～了～